

令和5年5月8日～

**新型コロナウイルス感染症の
感染症法上の位置づけ変更（5類移行）に伴う
青森県の医療提供体制**

令和5年4月26日

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
保健医療調整本部

青森県の医療提供体制の見直しの概要 ①

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることから、**行政の関与を前提とした特別な対応**から**幅広い医療機関による自律的な通常の対応**に移行していく。

外 来

- 診療・検査医療機関は「外来対応医療機関」に名称変更するとともに、新たにコロナ診療に対応する医療機関を増やしなが、広く一般的な医療機関での対応を目指す。(※)
- 「外来対応医療機関」はかかりつけ患者に限定せず診療。(※)
- 「外来対応医療機関」は、当面の間、県ホームページ及び県コールセンターで案内
「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」
電話：0570-065-965 24時間対応
令和5年5月8日午前0時～運用開始
- 青森県臨時Webキット検査センターは廃止。(※)
- 検査キット必要時は自己負担で購入し、受診必要時は「外来対応医療機関」等を自ら受診。(※)

入 院

- 幅広い医療機関による対応に向けた方針等を定めた「移行計画」に基づき全病院で対応することを目指す。(※)
 - 陽性患者の入院体制を確保している医療機関に対する病床確保料の補助は当面継続
 - 入院調整は、診療した医療機関が入院の可否を判断し、医療機関間で実施。(※)
- (※) 行政の関与を前提とした特別な対応から、季節性インフルエンザと同等の対応としていく。

青森県の医療提供体制の見直しの概要 ②

療 養

- 一般的な電話相談や外来受診等の案内は県コールセンター（青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談）で対応。
- 自宅で療養中に体調が悪化した場合、当面の間、県コールセンター（青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談）で受診可能な医療機関を案内。
- 青森県自宅療養者サポートセンターは廃止。 (※)
- 食品セットやパルスオキシメーターの配布は終了。 (※)
- 宿泊療養施設は廃止。 (※)

陽性患者等に対する公費支援の取扱い

- 外来医療費は自己負担。 (※)
ただし、新型コロナ感染症治療薬の費用は公費支援あり。
- 入院医療費は自己負担。 (※)
ただし、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額。
併せて、新型コロナ感染症治療薬の費用は公費支援あり。

その他

- 高齢者等施設内で陽性者が発生した場合は、当該陽性者の症状を踏まえ、原則、施設内で療養を実施。 (※)
- 感染者数の公表は、定点医療機関からの報告結果を取りまとめ、原則として毎週1回（木曜日）に公表。
県ホームページ：
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyosenta/infection-survey.html#part13>
- 感染拡大時には、以下の対策を検討・実施。
 - ・高齢者施設等の従事者に対する集中的な検査
 - ・医療機関間による入院調整への保健所等によるサポート 等

(※) 行政の関与を前提とした特別な対応から、季節性インフルエンザと同等の対応としていく。

今後（令和5年5月8日以降）の医療提供体制の全体像

新型コロナに関するコールセンター
【青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談】
(☎0570-065-965 24時間対応)

＜コールセンターで対応できること＞

- ・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談
- ・発熱等の症状がある方への外来対応医療機関の案内
- ・新型コロナ患後症状（後遺症）の受診先相談
- ・新型コロナワクチン接種後の副反応の受診先相談

(※1) 重症化リスク
がある方

- ・65歳以上の高齢者
- ・基礎疾患を有する方
- ・妊婦

重症化リスク
(※1) がある
または
症状が重い

受診



かかりつけ医、
外来対応医療機関
(※2)

医療機関で陽性

「外来対応医療機関」は、当面の間、県コールセンターで紹介

入院の必要がある
患者は診療した
医療機関が入院先
を調整

入院

＜原則として全病院で対応＞



- ・入院医療費は自己負担
(新型コロナ治療薬の費用は
公費支援)

入院の必要がない
患者は推奨される
療養期間を参考に
自宅で療養

重症化リスク
(※1) がない
かつ
症状が軽い

自身で検査

自己検査に必要な
抗原定性検査キット
は薬局等で購入
(自己負担)

自己検査等
で陽性

推奨される療養期間
を参考に自宅で療養

自宅で療養



- ・体調が悪化した場合等は、当面の間、県コールセンターで「外来対応医療機関」を案内
- ・外来医療費は自己負担
(新型コロナ治療薬の費用
は公費支援)

受診希望なし

自己検査等
で陰性

自身の体調に応じ、受診の必要を感じた場合は、かかりつけ医等を受診

陽性者との
接触なし

発熱等症状
がある

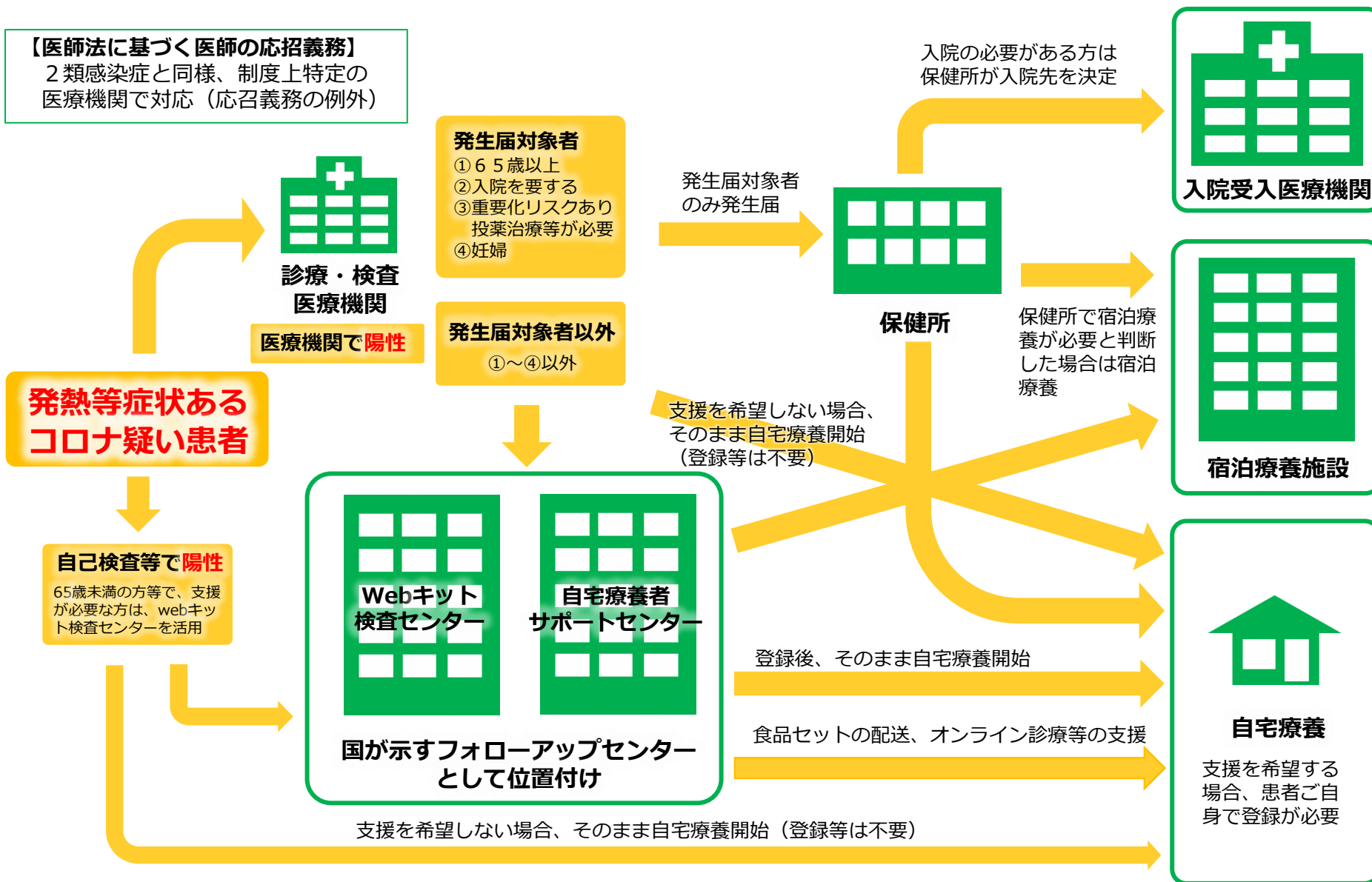
陽性者との
接触がある

重症化リスク
(※1) がない
かつ
症状が軽い

重症化リスク
(※1) がある
または
症状が重い

【参考】 現在（令和5年5月7日以前）の医療提供体制の全体像

【医師法に基づく医師の応招義務】
2類感染症と同様、制度上特定の
医療機関で対応（応招義務の例外）



【参考】新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う医療提供体制に係る青森県の「移行計画」における入院体制（令和5年4月21日時点）

（1）直近のオミクロン株流行時の入院体制

最大確保病床数 (R5. 1. 12時点)	<u>510床</u> (うち重症者用31床)
最大入院者数 (R4. 12. 19時点) ※確保病床+その他病床での入院	684人
うち中等症Ⅱ以上の 入院患者数	36人
確保病床を有している 医療機関数	35機関
コロナ入院患者受入経験が ある医療機関数	46機関

（2）5月8日以降の入院患者の受け止めの方針

最大確保（予定）病床数 (確保病床での入院患者受入見込数)	<u>390床</u> (<u>390人</u>)
うち重症者用 病床数	15床
うち中等症Ⅱ患者用 病床数	197床
5月8日時点で確保病床を有して いる医療機関数	34機関
コロナ入院患者受入経験がある 医療機関での入院患者受入目標数	<u>94人</u>
コロナ入院患者受入経験がある 医療機関のうち、今後も受入れを 行うことを予定する医療機関数	47機関
新たな医療機関によるコロナ入院 患者受入目標数	<u>22人</u>
新たにコロナ入院患者の受入れを 行うことを予定する医療機関数	11機関

※「移行計画」

幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けた今後の移行の具体的な方針や目標等を示す令和5年9月末までの計画として各都道府県が策定。

・確保病床での入院患者受入見込数 390人
・コロナ患者受入経験有り医療機関での受入れ目標 94人
・新たな医療機関によるコロナ患者受入目標 22人

} 506人

【参考】青森県の診療・検査医療機関の状況（令和5年4月21日時点）

診療科目	医療機関数	対応済み 医療機関数 (割合)	内 訳	
			診療・検査医療機関 として対応	行政検査委託契約 で対応
内科・小児科いずれも標榜	201	120 (59.7%)	109	11
内科のみ標榜	358	172 (48.0%)	136	36
小児科のみ標榜	24	12 (50.0%)	10	2
計	583	304 (52.1%)	255	49

【参考】青森県の病院における新型コロナウイルス感染症患者の受入の状況 (令和5年4月21日時点)

項 目	種 別	箇所数	割合
①重点医療機関 及び 確保病床のある病院	重点医療機関	21	23.3%
	地域包括ケア病床又は 地域一般病床あり	7	7.8%
	上記以外	4	4.4%
	小 計	32	35.6%
②コロナ患者受入実績 のある病院 (①以外)	地域包括ケア病床又は 地域一般病床あり	18	20.0%
	上記以外	29	32.2%
	小 計	47	52.2%
③その他の病院	地域包括ケア病床又は 地域一般病床あり	2	2.2%
	上記以外	9	10.0%
	小 計	11	12.2%
	合計	90	100.0%

